九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

シトー修道院創立と史料：シトー修道院創立史の諸問題 II

岸，ちづ子

https://doi.org/10.15017/2341013

出版情報：史淵. 113, pp.147-175, 1976-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

シトー修道院創立と史料

―― シトー修道院創立史の諸問題・II ――

岸　ちづ子

はじめに

シトー会を二分するに至る十七世紀の所謂 Observantia 論争から生れ、両陣営にとって論争の武器庫としての役割を担った初期シトー史料集成が提供する諸テクストの内、会憲 *Carta Caritatis*（CCと略記）と創立史 *Exordium Parvum*（EPと略記）とは、一九四〇年代以来原初テクスト再検討の対象となってきたが、その最初の総合的成果のひとつが昨年、改革シトー会に所属する二人の修道士研究者によって刊行された[1]。シトー最古史料集と題するこれは、㈠FP、㈡CCプリオール＋カリクストゥス二世教皇文書、㈢ *Exordium Cistercii*（（ECと略記）＋ Summa Cartae Caritatis（CCプリオールのレジュメ）＋ Capitula の一九七二年迄に発見された全手写本の照合に基づく校訂テクストを提供するものである。この配列自体既にこれら諸史料に対する刊行者の評価を物語るものであるが、最もドラスティックに諸史料の評価を転覆させた LEFEVRE 説[2]に対して、守旧的傾向がかなり強い。

LEFEVRE の、ECこそがシトー創立史に関する原初テクストであるという主張は、主としてEP及びEC各々が含まれる一写本全体の成立年代を根拠としていたが、筆者は現段階の写本状況では、写本自体の年代のみを両史料の前後関係を判定する決定的要素とすることには無理があると考えるに至った。現在発見されている手写本の内、ECを伝える最古のトリエント本は、一一四〇年以前に成立したとみる点で諸家は一致しているが、EPを含むライバッハ本の年代については一致した見解が存しないからである。この写本は、EP・CCプリオール・カリクストゥス文書・

シトー会総会決議集成・シトー会慣習律（*Ecclesiastica officia Cisterciensis Ordinis*）で構成されている。写本の年代を慣習律の聖人祝日典礼規定からLEFEVREは一一五二年以後としているが[3]、その他の文書類が一一五二年を遡らないとは言えず、カリクストゥス文書はもとよりCCプリオールも、同年エウゲニウス三世の認可を受けたものとは思われない[4]。現行会憲（CCポステリオール）成立後十五世紀に至ってもCCプリオールは筆写され続けており、現存する最古の写本がその時点での最新のCCを写したという保証はないのである。この事情はEP及びECについてもあてはまる。

かくしてEPとECとのテクストをそのまま受取る場合、ECがEPのレジュメであることは明白であると思われる[5]。EC—IIの叙述順序はEPと対応し、更に文書類への言及もパラレルである。とは言えEC—IとEPとの叙述の差異を「とるに足らない相違」[6]として無視することは出来ない。何故ならば、その差の本質をなすモレーム修道院とロベール修道院長とに対する評価の乖離は、両*Exordium*以外の十二世紀諸史料において更に増幅されていくからである。以下本稿は一〇九八—九九年の草創期についての諸記述を比較検討し、その実体を覗うと共に、EP及びECの成立年代と成立の動機についてひとつの私案を提出しようとするものである。なお本稿では、EP第15章から生ずるシトーの修道改革プログラム及至指導理念の問題には一切触れなかった。これらは夫々シトー修道慣習律と、同時代の隠修士活動を含む所謂修道改革運動との関連において論ぜらるべく別稿の課題としたいと考えるからである。

（1）J. de la Croix BOUTON & J.-B. VAN DAMME, *Les plus anciens textes de Cîteaux, Sources, textes et notes historiques, (Cîteaux-Commentarii Cisterciensis, Studia et documenta*, vol. 2), Achel, 1974.

（2）J.-A. LEFEVRE, Que savons-nous de Cîteaux Primitif ? *R. H. E.*, 51 (1956), pp. 5-41.

（3）ID., La bulle *Apostolicae sedis* pour Cîteaux avait-elle une souscription longue ? *Rev. Bénédictine*, 74 (1964), pp. 114-116.

（4）修道会総会出席免除事項の差による。

（5）EPについては拙訳、史淵百十輯（昭和48）一七五—二〇一頁を、ECについては本稿末尾・補註「ECの邦訳」の

参照をお願いする。テクストは前記史料集、pp. 111—114.

(6) BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, p. 18.

I

1 EP、ECの外にシトー創立を多少とも詳しく物語る記述史料としては、十二世紀前半に限れば、オルデリック・ヴィタルの「教会史」第八巻とマームスベリのウィリアムの「イングランド諸王事蹟」第四巻があるのみである。オルデリックの記述は当該箇所に関する限り一一三六年に書かれたと言って良いし[1]、またウィリアムのそれが一一二一年の情報によっていることは確実である[2]。両者共にシトー創立前史にあたる、モレーム修道院での修道生活慣習をめぐる論議の叙述に大きなスペースをさいている。オルデリックにあっては「数年の間戒律を熱心に精読した後」、「戒律から右にも左にも逸脱せぬように」、「文字通り」に遵守することを提案するのはロベール院長である。彼の提案と、従来の慣習を擁護する修道士の反論[3]とはいづれも、一一二二年以後クレルヴォー修道院長ベルナールとクリュニー修道院長尊者ピエールを各々代表的論客とする所謂シトー・クリュニー論争を通じて周知のものとなった両オルドーの見解を彼なりに写したものである[4]。それ故にロベールが、十分の一税によって代表される従来の修道院財源を否定して「手の労働」を勤め、衣・食生活の面において顕著な、戒律の記述にない慣行の追放を公式論的に語らせられているのに対し、クリュニー系修道士であるオルデリック自身がその見解を共有する反論の方は、はるかに雄弁である。その要点は、㈠戒律は風土の差異を考慮した自由裁量を許している。従って戒律の実施細目として多様な修道慣習が生ずるのは当然である事。㈡修道士の社会的任務は専ら霊的活動にあり、神の礼拝のみが修道士の労働として果さるべきものである事。㈢十分の一税、教会収入等は、在俗教会のみならず、神の奉仕者としての修道士にも認められた財源である事。㈣以上全てを通じて現行慣習は、過去の修道生活の実績を基礎として確立したものであり、就中クリュニー

やトゥールで行われている慣習であり、まさにその故に一層堅持すべきものである事。最後にこの反論は当時の価値観に忠実に、慣習化されているが故に正当な現在の修道生活を棄てて、「無謀にも新しさに加担する者」に対する呪詛でしめくくられている。オルデリックがこれを書いた当時には、既に前記の論争は両オルドーの頂点に関する限り終結し、クリュニーは改革の方向に向っており、オルデリック自身も出席した一一三二年のクリュニーの改革大集会を経て、尊者ピエールの「規約（スタトゥタ）」（一一三八年）となって結実する。それ故にシトーへの敬意と賞讃は惜しまれてはいないが、ともすればそのリゴリスムが皮肉の対象となっている[5]のがオルデリックの叙述の特徴である。

他方ウィリアムが「イングランド諸王事蹟」の中でシトーを紹介した動機は、同郷者エチエンヌ・ハーディングの功績を讃える為であり[6]、従って創立の主役は専らエチエンヌである。ローマ巡礼の帰途、「モレームという新しい大きな修道院で剃髪を受けた」エチエンヌは、当院の修道慣習は戒律にその根拠を持たないと指摘し、これをめぐって「何度も会議が行われ」、「戒律の作者の意図を捜しあてる」為の委員が任命される。その報告は、既にエチエンヌの「言葉をよしとし」ていたロベール院長に確信を与え、彼は「心から修道士全員が同意するように勧めたのであるが」容れられず、「それ故に彼等はシトーに来た。[7]」ところが「時が経つにつれて、大事に育てられたこの人物は後悔」し始めた。「彼の意向を、モレームに残った修道士達は、言葉でだか手紙でだかよくは分らないが知るに至り、ちょっとした奸計を弄して、教皇への服従という形式で修道院へと連れ戻した。……彼は恰も迷惑な懇願に悩み疲れたといわんばかりにして」モレームへと帰った[8]。オルデリックによればこの帰還は、「牧者を失った」モレームの修道士の請願を容れて、教皇が直接帰還命令を下したのであり、ロベールは「かくの如く強制されて」帰ったのである[9]。

ウィリアムの記述は明らかにロベールとモレーム修道院について極めて低い評価しか与えていない。彼の記述は、シトー創立をヴィエンヌ大司教が援けたとする誤りなどを含んではいるが[10]、彼の主人公エチエンヌの経歴について、シトー系史料にすらない詳しいデータを伝えており、しかもそれらは正確である[11]。この記述が彼自身の目撃情報であ

るとは思われないが、シトーはイングランドとローマを結ぶ往還に位置しており、彼の情報提供者がシトーの宿泊施設の客として、エチエンヌから直接情報を得た可能性は非常に高いのである。[12] 我々はさし当り、ウィリアムの記述は、一一二一年当時のシトー修道院における、そしておそらくはエチエンヌ自身における、ロベール及びモレーム修道院に対する敵意の存在を証言していると解しておきたい。

2　十二世紀後半以後の諸記述は、年代記類の極く短い記載[13]を別にすれば、ほゞEC、EP、オルデリックを史料として書かれたことが明白であるが、[14] この内、*Exordium Magnum*（EMと略記）と、通称「ギョーム・ゴデルの年代記」とは特に注目に値する。EMの第一巻は後にエーベルバッハの修道院長となるコンラートがクレルヴォーの修道士であった時期に（一一七九―一一九三年）書かれた。[15] 一方伝統的にリモージュの聖マルシャルの修道士ギョーム・ゴデルに帰せられてきた年代記は、イングランド出身で一一四四年シトー会修道士となった人物によって一一七三年迄に書かれた。[16] その記述はサンス地方の情報が豊かであることから、作者はポンティニイの修道士であった可能性が強い。これが注目を惹く所以は、ECに拠りつつロベールとモレーム修道士に好意的な叙述をしている事と、シトー創立を語った後は、クレルヴォー及びポンティニイの情報へと移って、シトーの一一一二年以後をフォローしていない点、及びこれ自体が他の諸年代の情報源となっていることである。[17] ここではロベールは二度に亘って「シトー初代修道院長」と呼ばれ、彼の帰還については「この年に、モレームとシトーの双方の初代院長であったロベルトゥスは、モレームの修道士達の疲れを知らぬ陳情に従い、ローマ教皇に強いられて……呼び戻された。」[18] とされる。更にこれを抜き書きしたトゥール年代記は「疲れを知らぬ」を「涙を誘うような」と書き換えている。かかる親モレーム的記述は、特にロベールを初代院長とする点について言えば、十二世紀のシトーが採った公式の立場とは異なる。我々はここに作者自身の判断をみるよりも、むしろ作者が生きていた親モレーム的なミリュウを想定し、おそらくこれがそのミリュウの共通了解事項であったと考えたい。

他方ECとEPを用いつつ、全く相反する叙述を残しているのがEMである。その創立史の執筆動機は「黒衣の会（オルドー）の修道士達、就中ドイツ諸地方に住む彼等が……我等の聖師父達が自らの修道院長の意志に反する中傷と不服従によって、モレーム修道院から出奔したのだと断言して、我々の聖なる修道生活（オルドー）を貶めるのをやめない」からであり、「彼等の嘘が如何に恥知らずであるか」を証明する為である。[19] これはかなり戦闘的であると言わざるを得ず、その意味で創立史を語る部分は、フランスより少し遅れて舞台をドイツ、イングランドに移して燻り続けたシトー・クリュニー論争の産物のひとつである。[20] 彼の作品は、ロベール批判の激しさの故に、一二二二年シトー会総会が、列聖されたロベールを正式にシトー初代修道院長と認める決議を採択した後、少くともフランス内の写本では削除を蒙った。[21] 削除は一巻14章、ロベール帰還問題の処理を教皇使節に命じたウルバヌス二世文書（EP第6章）から始まる。これは帰還が強制的でなく彼に選択の余地が残されていたことを示すからであろう。削除された第15章は、EP第7章の裁定通知書を写しているが、その後にコンラートはコメントを付けて言う。「かくしてこの院長は荒野の恐怖と不毛に惓み、同時に以前の栄誉と快適さとを、けしからぬことに忘れられず、教皇から遣された書簡の文面に従えば、隠者の清貧を愛していたかのように自らを弁明出来るので、如上の全てを承認し且つ行った。」[22] 続いて、全員がかかるロベールに従ってシトーを去らなかった事は服従義務違反を構成しないと主張した後、「一体かの地上的生活の詔いに充ちた快適さが如何にたかくついたかと言うと、その誘惑に乗ってかの院長が荒野の苛酷さを棄て、堅忍の徳を失い、……結局このことだけで、もし彼が堅忍を守って不徹底の道へと踏み誤まっていなければ必ずやシトーの聖なる修道生活（オルドー）の初代の院長、献身的な制定者、また尊ぶべき創始者と言われ、またそれに値したであろうに、彼が神の恩寵の特典を失ってしまったということに疑いはない。」[23] ときめつけている。削除は第20章冒頭部、即ちEP第17章アルベリックの死の記事までに及び、その結果「初代」ロベールの帰還の記事が「第二代シトー修道院長ステファヌスの選挙」（EM第20章標題）に直結するように行われている。[24]

以上の如く、シトー創立については、十二世紀を通じて、反ローマ・反モレームの立場にたつ叙述伝統と、両者を評価する記述の流れとが併在していた。この二つの伝統はEPとECにおける評価の差をそのまゝ継承したものと考えられる。

(1) ORDERICI VITALIS, *Historiae ecclesiasticae libri tredecim*, lib. VIII. XXVI, ed, A. LE PREVOST, III, pp. 434–446. 当該箇所の成立年代は《Jam fere XXXVII anni sunt, ex quo Robertus abbas, . . . Cistercium incoluit.》とあり一一三六年。《et in tantillo tempore. . . tanta. . . copia confluxit, ut inde LXV abbatia consurgerent.》に拠れば一一三五年であるが、おそらく概数であろうから採用できない。文中に言及された修道院の内最も新しいものが一一三六年十月に創立されたI〇六番目のDomus Dei (現在のNoirlac) であるから一一三六年で矛盾しない。第八巻全体の成立についても一一三六年とされている。Cf. H. WOLTER, *Ordericus Vitalis, Ein Beitrag zur Kluniazensischen Geschichtsschreibung*, Wiesbaden, 1955, pp. 69–70.

(2) WILLELMI Malmesburiensis monachi, *Gesta regum Anglorum*, lib. IV, §334–337, *P. L.*, 179, col. 1286–1290 (d'après l'éd. de HARDY, 1840) 情報自体の年代は、《Stephanus. . . cujus quanti sit meritum testantur abbatiae sexdecim jam per eum factae, septem coeptae.》とあるのが手がかりであるが二通りに読むことが出来そうである。即ち現在16の修道院があり、17番目が創立されたばかりであるのか——この場合一一二一年七月、或いは16修道院の内特に7つがエチエンヌによって創立された、つまりシトー直系の娘修道院であるのか——この場合同年六月となる。後の解釈の場合シトー直系は実は8修道院を数えるのであるが、第七番目の娘修道院ボンヌヴォー(又はボンヌヴァル)の創立の事情を考えると7という数への固執が説明されるからむしろ後の解釈をとりたい。註(10)参照。

(3) LE PREVOST, III, pp. 435–441.

(4) シトー・クリュニー論争については、さしあたり D. KNOWLES, Cistercians and Cluniacs : The Controversy between St. Bernard and Peter the Venerable, *The Historian and Character*, Cambridge, 1964, pp. 50–75.

(5) LE PREVOST, III, p. 442 《qui sancti decreverant regulam Benedicti, sicut Judaei legem Moysi, ad litteram servare penitus》, p. 445《Multi nobiles athletae et profundi sophistae ad illos pro novitate singularitatis concurrerunt. . .》, p. 446 《Mixti bonis hypocritae procedunt. . . et populis ingens spectaculum efficiunt》 etc.

(6) VIII, §334, *P. L.*, 179, col. 1287《De qua hic loqui suscepti operis non videtur contrarium, quod ad Angliae gloriam pertinet, quae talem virum (*scl. Stephanum*) produxerit qui hujusce religionis fuerit et auctor et mediator.》

(7) VIII, §334, 335, *P. L.*, 179, col. 1287–1288.

（8）VIII, §337, *ibid*., col.1289.

（9）LE PREVOST, III. P.443.

（10）《Ibi (*scl. apud Cistercium*) suffragio archiepiscopi Viennensis, qui nunc apostolicus est, memorabile et omni seculo venerabile opus coeptarunt》*ibib*., col. 1288.　ここで言及されているのはウィエンヌ大司教を経て教皇カリクストゥス二世となったギーであり、この箇所は執筆年代の下限が彼の歿年一一二四年であることを示している。この人物は一一一七年、ウィエンヌ大司教時代に教皇使節としてディジョンで公会議を主宰した帰途シトーに立寄り、彼の管区にシトーの娘修道院を建設することを乞い、その結果シトー直系の七番目の娘修道院ボンヌヴォーの創立（一一一九年七月）をみた。MARILIER, *Chartes*, n°62bis, p. 204, n° 65, pp. 78–79. *Vita Johannis episcopi Valentiniani*, ed. MARTENE & DURAND, *Thesaurus*, III, pp. 1693–1702. 又一一一九年シトー宛教皇文書を発行しており、彼のシトーに対する好意と援助は、シトーとその周辺で評判となっていたろうことは想像に難くない。従ってこの誤解はかえって情報提供者が直接シトーを訪ねた旅行者であったろうことを物語るものと考えられるし、註（2）の誤解を生じたであろうと推測される。

（11）出生から大陸に渡るまでの経歴の正確さは C. OURSEL が立証している。前掲拙訳 200 頁、註（1）参照。パリでの勉学、ローマ巡礼からモレームに入る迄については、この間彼の親友であり、しかしモレームに留まってモレーム傘下のジュリイ・レ・ノナンの prieur となったピエールの伝記で確かめられる。*Vita sancti Petri Juliacensi Prioris*, *P. L.*, 185, col. 1257 sqq.　更にエチエンヌ自身がシャーボーン修道院長に宛てた書簡の中で自らの経歴にふれている。《Ego monachus vester fui et in baculo meo mare transivi...》MARILIER, *Chartes*, n°88, p. 91.

（12）ウィリアム、VIII, §337, *P. L.*, 179, col. 1289.《Hinc palam praeclari vultus gaudium, hinc clam illud desuper veniens irriguum ; quia incolatum istum fastidiens, patriam continuo amore desideret.》イングランドからの旅人はエチエンヌに勧迎されたであろうし、このような告白を聞くこともあったであろう。

（13）*Annales S. Benigni Divionensis*, *MGSS*., V, 43 ; *Annales Blandiniensis*, *MGSS*, V, 28 ; *Chronicon Turonensis*, *HF*., XII, 373 ; *Historia regum Francorum*, lib.III, *H. F*., XII, 218 ; *Anonymi Chronicon*, *H. F*., XII, 119 ; *Chronicon Elnonensis S. Amandi*, *H. F*., XIII, 453 ; *Chronicon Lobiensi*, *H. F*., XIII, 581 ; *Bernardi Iterii Chronicon*, *MGSS*., XXVI, 435 ; *Gaufredi de Collone Chronicon*, *MGSS*., XXVI, 616 ; *Bernardi Cremifanesis Histria*, *MGSS*., XXV, 670; *Annales Mellicensis*, *MGSS*., IX, 553 ; *Chronicon Cluniacensi seu venerabilium abbatum Cluniacensis Chronologia*, H.F., XII, 313 ; *Chronicon S. Victoris Massiliensis ad cyclos paschales*, *H. F*., XII, 348 ; *Chronicon Richardi Pictaviensis*, *H. F*., XII, 412 ; *Chronicon Lyrensi*, *H. F*., XII, 776 ; etc.

（14）ECの派生テクスト、1 *Sigeberti Genblacensis Chronicon*, *auctarium Mortui Maris*, *MGSS*, VI, 463–464 モルト

メール修道院（一一三七年に併合されたクレルヴォー系統シトー会修道院）で一一五五年に転写されたジャンブルー年代記の一〇五六年の条にEC—I・II全文とEP第15章を収録している。2 Helinandi Frigidi Montis monachi, *Chronicon*, *P.L.*, 212, col,990–991. は1からの抜き書きとウィリアムからの抜き書きとを併記している。3 *Chronicon Sithiense*, MARTENE & DURAND, III, 596–597 は2と *Vita Sancti Bernardi* を用いているがEP・EMを用いた痕跡はない。4 *Caesari Heisterbacensis Dialogus Miraculorum*, Lib. I, cap.1(extrait, *Gallia Christiana*, IV, 982) 5 *Chronicon quod dicitur Willelmi Godelli*, *H. F.*,XIII, 673–674.

EPの派生テクスト、*Exordium Magnum*, Dist. I,capp. XI–XXI (=EP. I–XVI) 及び cap.XXIX (=EP. XVII)、ed. GRIESSER, pp.63–79,86. これは同時にEC—Iを Cap.X 後半に、またEC—IIの後半を Cap.XXIXにおいて用いている。

オルデリックからは、Roberti Abbatis (+1186) de Monte S. Michaelis, *Tractatus de immutatione ordinis monachorum*, *H. F.*, XIV, 381–383 が一一五三年頃書かれている。

(15) 上限はコンラートが他の部分で大幅に依拠した *Herberti Liber miraculorum* (*P. L.*,185,col.1273 sqq.) の成立年、下限はコンラートがクレルヴォーからエーベルバッハに移った推定年 (1186–1193) の下限。EM全六巻の内四巻がクレルヴォー時代の作とされているので、第一巻はこの期間の内でも比較的初期に位置するはずである。Cf. GRIESSEER, pp. 32–34.

(16) MOLINIER, *Les sources de l'histoire de France*, Paris, 1902, II. p. 316–317. 及び HOLDER-EGGER の解説 *MGSS.*, XXVI, 195.

(17) Roberti canonici S. Mariani Autissiodorensis, *Chronicon*, *H. F.*, XII, 290. 及び *MGSS.* XXVI, 288 sqq. 及び *Chronicon Turonense*, *H. F.*,XII, 467.

(18) 《Hoc eodem anno Robertus abbas tam Molismensis quam Cisterciensis, cogente Papa Romano propter querelam infatigabilem Molismensium monachorum, revocatus est...》 *H. F.* XII, 673. 《...cogente Urbano papa, ad lacrymabilem querelam...revocatur.》 *H. F.* ,XII, 467.

(19) EM. I, ch. X, 《Monachi...nigri ordinis, maxime in provinciis germaniae degentes,....sacro ordini nostro derogare non cessant asserentes sanctos patres nostros cum scandalo et inobedientia contra voluntatem abbatis sui de Molismensi coenobio egressos fuisse. Quorum quam sit impudens *mendaciam* subsequentis narrationis textus rem gestam enucleatius pandans manifeste declarabit.》 ed. GRIESSER, p. 61.

(20) 同種のものとして、一一五三—六五年ドイツ成立の *Dialogus inter Cluniacensem monachum et Cisterciensem de diversis utiusque ordinis observantiis*, MARTENE & DURAND, *Thesaurus*, V. 1571–1654. イングランドの例としては

十二世紀末、ウォルター・マップの *Liber de Nugis curialium*, Dist. I. 24, *MGSS.* XXVII 64–65. の外 J. LECLERCQ, Nouvelle réponse de l'ancien monachisme aux critiques des cisterciens, *Recueil d'études sur Saint Bernard et ses écrits*, 1966, Roma, pp. 69–85. を参照。

(21) EMの校訂テクストの編者 GRIESSER は、これが意図的削除であるとは考えない。現存する10写本の内7写本は、オリジナルである可能性の高いエーベルバッハ本をはじめとして全てドイツ出自で、削除のない完全本であり、3本のみが完全本のI・14—19章を欠いている。GRIESSER はこれら3写本の原写本の存在を仮定し、その原写本における無作為的な紙葉の脱落を想像している。彼の仮定と想像の根拠は、もし削除がロベール批判の部分の抹消を意図したものであれば、せいぜい15章までで目的が達せられたはずであるのに、19章までを削除することによって、アルベリック在位期をも抹殺してしまう結果になったのが不自然だとするからである。しかし削除は実は、ロベールへの非難の除去と共に、「初代院長ロベール」の復権をも意図していたのであるからEMの言う「初代アルベリック」の痕跡を消すことは、完全に合目的的である。問題の3写本はフランス・ベルギー出自であり叙上の処理に地方差があったと考える余地はある。GRIESSER, pp. 10–11, 18–20.

(22) 《Itaque abbas ille horrorem et vastitatem heremi pertaesus, pristini quoque honoris et commoditatis male memor, cum secundum tenorem litterarum, ab apostolico missarum se excusare potuisset, si heremiticam paupertatem dilexisset, cuncta quae supra dicta sunt, laudavit et fecit.》 ed. GRIESSER, p: 68.

(23) 《Quanti enim fuit male blandiens illa temporalis hujus vitae commoditas, . . . qua illiciente abbas ille squalores heremi declinans, sustinentiam perdidit, ut pro his tantum gratiae Dei praerogativam perdere non dubitaret, qua Cisterciensis ordinis primus abbas, devotus institutor et auctor reverendus dici et esse meruisset, si sustinentiam retinens in vias tepiditatis non declinasset ?》 *ibid.*

(24) 削除されたテクストをもつ写本のひとつフォワニイ本のエディション、*P. L.*, 185, col. 1010. (d'après l'éd de B. TISSIER, *Bibliotheca Patrum cist.*, 1660.) を参照。

II

EPに於いて最も直截にモレーム修道院を貶める記述は、第11・12・13章、即ちパスカリス二世の特権状発給申請に際して二名のシトー修道士がローマに携えて行ったとされる三通の推薦状にみられる。これら三通は、MARILIER によれ

ば、実物のコピーであるよりは、EP作者の創作である可能性が強い。[1] 特に文体比較に耐える丈の分量の書簡が残っているリヨン大司教ユーグのそれの場合、明瞭な文体の相違が指摘されており、シトーにコピーが残り得るチャンスも最も少い。EPの作者はおそらくこれらを、EP第2・7・14章の諸文書を援用して書き、客観的証言の名を借りて、彼自身の感情を吐露したものとみられる。

一方EC—Iは、まず精神面・物質面でのモレームの繁栄から筆を起す。「所有物と徳との結びつきは永続しない」という言葉も、物質的繁栄が徳の減退をもたらしたという非難を暗示するというよりは、一般的真理としてしか用いられていない。モレームを出ようとした人々を動機づけたのは、当修道院では戒律が「彼等の願望と意図ほどには」実践されていないという不満であり、これは即ちモレームの採る修道慣習律に対する不満であった。[2] モレームの修道士共同体は、それを遵守して「聖らかに且つ真摯に」生活していたのであり、且つそれはモレーム創建当時、最高の讃辞で飾られていたクリュニーの修道慣習の系列に属していた。モレームはその意味で「改革修道院」のひとつだったのであり、一〇九五年のウルバヌス二世の特権状は、一一〇〇年シトー宛パスカリス二世の特権状にみられる如き称讃と激励のフォルミュールを有している。[3] 又当時のモレームの修道生活面での活力は、一一〇〇年迄にラングル司教区だけでも最低10分院を擁していた事からも推測出来るが、[4] 更にその胸中からシトー修道院の先行例ともいうべきオールプ修道院を生み出しもした。その創立の際にモレームで作成された文書によれば、オールプはモレームの cella であったが、当地を守っていたギー以下数名の修道士が「神の霊感をうけて我等の聖師父ベネディクトゥスの掟に、より厳正に依拠せんと願い」、修道院(アバティア)として独立することを希望し、修道院会議の審議を経て、その要求が容られている。[5] この文書の作成目的は、かくして独立したオールプに対し、モレーム修道院の上席権と院内紛争についての上級審査権とを留保する協定の締結を記録する事であった。この協定は一方の当事者がロベールであり、前述の審議は彼の主宰の下に行われたのであったから、オールプ創立の経緯は、これがロベールの賛意によるものであり、同時に彼の見識の

高さをうかがわせるものである。しかし「戒律の文字通りの遵守」という発想は彼に由来しないし、その意味でシトー創立における彼のイニシアティヴを、オルデリックの叙述の如く彼に帰することは無理であると言わざるを得ない。この協定の証人の中には副院長アルベリックの名が見え、又起草者「修道士ステファヌス」はエチエンヌ・ハーディングその人に比定されうる。彼はこの協定に至る論議に参加し、おそらくそれを最も良く理解していたからこそ起草者とされたに違いない。シトー創立におけるエチエンヌのイニシアティヴを語るウィリアムの叙述は、そのイングランドお国自慢を割引いて考えても、ある程度傾聴に値する。とすれば追随者とは言わないまでも、おそらくは共鳴者であったらしいロベールへのシトー創立者達の不信は、ロベールにとって芳しからざる「性癖となった軽兆」の語を削除せずにリヨン大司教の裁定書（EP第7章）を再録せしめるていのものであったと判断できよう。

ともあれモレーム修道院の盛況を伝えるECの叙述は客観的である。しかしECはロベールの帰還が教皇命令によって強いられたものであるとし、且つ又、その収拾のためにパスカリス二世の特権状を必要としたモレームとの紛争の事実を推測させる痕跡すら残していないという点で、むしろ顕著に親モレーム的である。同時にECには、事実の模範的側面のみを採った教訓的叙述姿勢が感じられてならない。他方EPは、その序文でも既に明らかな如く、法になじんだ人物の編纂物である。その意味で、EPにおける「荒野」heremus の用法と、EP第2章リヨン大司教の創立認可とは特に検討を要する。

1　EP・EC共に、シトーの地について、これがブルゴーニュ侯の提供によるものであるとし、この地をheremus と呼び（EC—II冒頭、EP第3・7章）、その描写を加えている（EC—I末尾、EP第3章）。この語と描写とは、シトーの地が人間の居住地でなく、入植されていない荒蕪地であったことを印象づける。年代記類の証言もこれ以上のものではない。しかし我々はシトーの創立文書によって、この土地についてはかなり詳細なデータを得ることが出来る。この文書は MARILIER によって一一〇〇年末に作成されたと推定されているが、ボーヌ副伯ルナールの名に

よって出された一〇九八年以来の五通の関連文書を便宜的に一通の覚書（ノティティア）にまとめたものである。[7] まずルナールとその一家は「彼等と彼等の祖先の罪の赦しの為に」新修道院長と修道士に「古来シトーと呼ばれてきた彼の世襲地から、修道院と修道院の作業場を建設する為に、又耕作を行う為に、…必要な分量を提供した。[8]」その後彼等はそれを正式に贈与し、所有権を放棄した。その際彼は「彼が保有してきた同地の教会堂を、それが神のみの所有権に属するにも拘らず、彼は俗人であるので、修道院長と残余の修道士達が彼自身の手からそれを受ける方が如何にも相応しいので、彼はそれを手放し、今後一切の所有権を放棄して、…修道士達に…委ねた。[9]」「その時ルナールが留保せんとした彼の土地の残余の部分」については、ブルゴーニュ侯が、年額20スーとボーヌ領内に侯が所有する葡萄畑を代償としてそれを譲受し、新修道院に贈与した。[10] この時点で「シトーと呼ばれる土地」はほぼ修道院の所有に移ったが、しかし完全にではなかった。ルナールは、「修道士達の耕地から離れた所に」彼の領民の為に「彼等自身の耕作用として、彼等にとって充分な分量」の土地を領民と共に留保したからである。[11] その後「新修道院が献堂された時」即ち一〇九八年末、木造の所謂シトーI教会堂の献堂の際に、上記の全贈与はシャロン司教によって確認され、ブルゴーニュ侯は同時に「修道院に付属している森林においても、その周囲の彼の所領においても、完全な使用権を彼等に帰属せしめた。[12]」従って創立当時のシトーの地については次の如く結論づけられ得る。㈠ボーヌ副伯ルナールの所有地であり封建関係の及ばない土地である。㈡贈与の性格は所謂 franche-aumône であり、従って全ゆる種類の負担の対象とならない。㈢既存の教会堂への言及は村落の存在を推定させる。㈣森を伴った耕作可能の土地であり、現に一部に農民が居住しており、彼等は居住し続けた。

現在この地はシトーの森と呼ばれ、所謂ブルゴーニュ低地地方に属し、コート・ドールとは対照的な森がちの小麦地帯である。シトーの創立期には既に、森の縁辺部の村落が耕地を求めて森の空閑地へと滲透し始めていたのである。[13]

EP・ECの描写はこの検討をまつまでもなく実は修道文学伝統につきものの、聖書に出典を求めうる常套表現で

ある。EC—I末尾の locum horroris et vastae solitudinis は、ベネディクトゥス戒律13章が毎土曜日の朝課で誦えるべく命じている申命記の讃歌の一節そのものである。修道士が極めて自然にこの親しい言葉を頻繁に用いてきたことは LECLERCQ が拾い出した用例が証拠だてる。[14] EP第3章の一見具体的にみえる表現は、常套句にまつわりつく視覚的イメージを敷衍し潤色したものに外ならない。

LECLERCQは heremus も同様に修道院の場所を示す語として好まれ、多用されたことを指摘している。この指摘それ自体は正しいとしても、[15] EPにおけるこの語は文学的常套句として片付けてしまえない側面をもっている。何となればこの語は、一〇九九年のウルバヌス二世書簡（EP第6章）に見られ、EP叙述部分の「heremus を愛する」（EP5章）、「heremus を好まぬ」（EP7章）という表現の源となっているが、書簡と叙述部分とではコンセプションを異にしていると考えざるを得ないからである。ウルバヌス書簡の heremus は、おそらくモレームの修道士が教皇に語った陳述に基づいており、monasterium 及び coenobium と対置されている。この対置はベネディクトゥス戒律第一章の修道士の分類を当然想起させる。戒律第一章は、修道士の四つの種類の第一に monasterium に住む coenobita（共修修道士）を、第二に heremus に住む heremita と anachoreta（隠修士）を挙げ、これらを「忌むべき」他の二種類と区別している。この第二のものは「共同体を離れ、荒野の孤独な戦いに赴くに充分なる者」[16]である。モレームの修道士の陳述によって教皇が了解したロベール以下の修道士は、おそらくこのような存在であった。[17] 従って教皇書簡の中の heremus とは、coenobita の monasterium に対応するステイタスの象徴である。この語は、一件を処理したリヨン大司教の書簡（EP第7章）にはみられない。彼は問題の修道士の集団が教会法的に適法な手続きを経て創立された abbatia にして monasterium であることを熟知していたからである。一方、EPに於いてはウルバヌス書簡の「heremus を好む者達」を「heremus を好む修道士 monachi」とし、この語はステイタスと対応せずに、欠乏状態、厳しさの象徴へと意味を変えている。更に「heremus を好まない者達」に至っては、この語は文脈上、暗に安易な生活が行

われる場所に対する対義語となっている。EPの叙述はこの点で、先に引用したEMの、帰還するロベールに対する厳しい非難を自然にひき出させるのである。

2　リヨン大司教の創立認可文書の主文は、ロベール以下七名のモレーム修道士に対し、戒律の実践を勧め、命じ、確認するという内容しか持っておらず、この点では修道院設立認可としては極く一般的なものである。しかしこの主文を導く告知部（ノティフィカチオ）はEP作者にとってより重大な意義を持っている。内容は、リヨン大司教が聴取した修道士達の希望とそれを容れた彼の判断とから成っており、要点は、モレームでは戒律遵守が達成不可能であり、それ故に彼等がモレームから「他の場所へ」移ることを大司教がよしとしたという点である。

一般に修道士が「他の場所へ」移ることは禁止され続けてきたことである。都市を徘徊し修道院を渡り歩く修道士は教会当局の取締りの対象として、公会議決定が禁令を繰返し発し続けていた。[18] その効果はともかく、修道生活に身を委ねるという行為が生涯を通じてその身分を堅持し且つその身分を得た修道院に死ぬ迄定住する義務を生ずるという考え方は、遅くとも六世紀には既に一般的であり、聖ベネディクトゥスは修道誓願の中核にこの義務 stabilitas をすえた。[19] 以来十二世紀迄、修道誓願をたてた修道院への定住（stabilitas loci）は服従義務と並んで誓願フォルミュールの二大要素であり続け、戒律註釈者達はこれを強調し続けた。後にこの義務の解釈は修道活動の形態変化や領域拡大に応じて現実に順応し、十三―十七世紀を通じて、修道者身分と修道生活の堅持こそが本質であって、場所への定住は二義的とされ、修道誓願は周知の三要素、服従、貞潔、清貧で構成されるようになっていく。シトー創立の時点では、定住義務は修道士の行動を規制し続けていたが、[20] この義務は個別的には免除の対象となることがあった。伝道、布教ないし巡歴説教を行う者、また司教位等教会の要職にあげられた修道士のケースがこれである。[21] しかしここでシトーの創立が係ってくるのは、教会改革の為の免除特例である。八九五年「教会の規律の再建の為に」トリブールで開かれた公会議のカノン26は言う。「誰か修道士が、魂の利益の為に或いは多くの魂の利益の為に、司教・修道院長お

よび修道士達の同意に基づき、彼の修道院を出で、他の修道院に入らんと決意したる場合には、我々は同意し且つ賛成するものである。」[22] 更に九三一年教皇ヨハネス十一世は、当時の修道院改革の旗手クリュニーに、規律が弛緩した他の修道院から逃れてくる修道士を受け容れる特権を賦与している。[23] かかる定住義務に対して設けられた免除ケースは、出発の際に司教・修道院長等の許可を要し、現在所属している修道院が堕落している事、目的地がより規律の秀れた修道院であることを条件としている。更に目的地が既存の修道院でない場合、修道院の創設が問題となるが、教会法は管区司教の許可を四五一年カルケドン公会議以来その不可欠の要件としており、この原則が揺らいだことは一度もない。[24]

問題の書簡の告知部（ノティフィカチオ）は、実に、これら全ての条件が充たされていることを示している。ロベール以下の修道士達は、その反対が予想される管区司教、ラングル司教にはおそらく許可を求めず、ラングルとシャロンの上級管区であるリヨンの大司教、当時フランスに於ける教皇の代理権者、教皇使節ユーグの許で許可を求め、その際モレームでは戒律が「不徹底かつ疎略」にしか遵守されていないと証言し、彼等は戒律を「より厳正かつ完全に」遵守したいと希望したのであったから。ユーグは当然モレーム出発を勧告し「他の場所」での修道生活の発足の意志を「使徒の権威により…永遠に確認した」のである。

モレームを出て「他の場所へ」移ることが教皇使節の判断によって承認されたことを告げるこの文書は、かくして必然的に、読む者にモレームの修道生活の破綻を印象づけたはずであり、EMはこの点でもそれを増幅した。

教会法的に適法な創立を強調するEPは、そのこと自体によって既に反モレームの体質を有していると言わねばならないのである。

（1）　前掲拙訳、一九一頁註（1）参照

（2）　このことはJ.OTHON DUCOURNAU, Les origines cisterciennes, *Rev. Mabillon*, 1932–1933 が始めて指摘し、シトー

創立をモレーム、ひいてはクリュニー会の堕落に対する反発とみる伝統的な改革修道院シェーマを打破したという意味でシトー史研究の画期をなした。(Cf. FLICHE, *Histoire de l'Eglise*, Ⅷ, p. 49.

(3) JL. 5596 (a° 1095, Clermont), PFLUGK-HARTTUNG, *Acta pontificum Romanorum inedita*, I, n° 64, p.62.

(4) J. LAURENT, *Diocèse de Langres, Abbayes... et Prieurés de l'ancienne France,* t.XII, 3e part. Paris, 1941, pp. 431–439.

(5) *Abbatiae Alpensis Creatio,* reproduite dans *Les plus anciens textes de Cîteaux,* pp. 129–130, (d'après *Cartulaires de Molesme,* éd. par J. LAURENT) . 《ipsius loci (*scl. Alpensi*) fratres,...sancti patris nostri Benedicti preceptis arcius inherentes,....petierunt.》

(6) 《Diffinitum est hoc a domno Roberto Molismensium abbate primo in presentia subscriptorum, domni scl. Widonis in eodem loco primitus in abbatem constituti, Alberici Molismensis prioris, Ade monachi, Walterii monachi, Liescelini mon., Sterhani quoque mon., per cujus manum sciptum est.》 *ibid.*, p. 130.

(7) J. MARLLIER, *Chartes et documents concernant l'abbaye de Cîteaux,* Roma, 1961, n° 23, pp. 50–51.

(8) *ibid.*, n°23–I, 《Notum sit...quod Rainardus belnensis vicecomes et uxor ejus...et eorum filii...pro suorum peccatorum remissione, antecessorumque suorum...contulerunt de predio suo quod antiquitus Cistercium vocabatur, quantumcum que...ad monasterium et monasterii officinas construendas ad arandam quoque, immo ad omnem usum necessa rium fuerit.》

(9) *ibid.*, n° 23–II, 《Et quia ejusdem loci aecclesiam quam illuc usque tenuerat, que divini tantum juris est, abbas et reliqui fratres de manu ipsius, quia laicus est, suscepiere minime duxerunt dignum, dimisit eam atque ab omnimoda ejus ulterius possessione renuntians...dereliquit.》

(10) *ibid.*, n° 23–III , 《De residuo...ipsius terre quod ipsi Rainaldo tunc placuit retinere, fecit Odo Dux Burgundie ad illius concessionem et libitum talem cum eo commutationem et pactum..., ut...》

(11) *ibid.* 《Retinuit tamen idem Rainardus duos servos ejusdem alodii,...et ancillam..,de terra quoque ipsa quantum eis in proprios usus ad colendum sufficiat. Illam...terram tantummodo excolent quam ipse dux ac...Rainardus... domnus abbas ipsis divident et assignabunt, in parte scilicet remota a monachorum cultura.》 りの保留分は一一四四一四三三年の間にルナールの息子達によってシトーに贈与された。 MARILIER, n° 101, p.98.

(12) *ibid.*, n° 23–IV, 《Ipse vero dux tam in nemore prefato cenobio conjuncto quam in omni circumquaque dominicatura sua us arium plenissimum eisdem...attribuat...》

(13) Cf. L. CHAMPIER, Cîteaux, ultime étape dans l'aménagement agraire de l'Occident, *Mélanges St. Bernard,* Dijon,

1953, pp. 254–261.

（14）　J.LECLERCQ, L'*Exordium Cistercii* et la *Summa Chartae Charitatis* sont-ils de St. Bernard ? *Rev. Bénédictine,* 73 (1963), pp.92–93.

（15）　LECLERCQ があげた例に、シトーと同時代の所謂改革修道院関係史料から次の例がつけ加えられる。*Vita Beati Bernardi fundatoris congregationis de Tironio, P. L.,* 172, col. 1380, col. 1375; *Liber fundationis...abbatiae Dalonis, H. F.,* XIV, p. 161; *Scriptores ordinis Grandimontensis,* ed. J. BECQET, Turnhout, 1968, pp. 65, 72, 112, 388. またこの種の修道院創立地を指す常套句として、十一世紀—十二世紀に目につくのは《Spelunca latronum》である。*Fundatio Monasterii Ebracensis, MGSS,* XV, 1040; *Fundatio...Arroasiensis, MGSS,* XV, pp. 1118, 1119; *Chronicon Affligemense, MGSS,* IX, 408, etc.

（16）　*Regula,* cap. I,《..secundum genus est anachoritarum, id est heremitarum horum qui...fraterna exacie ad singularem pugnum heremi....sufficiunt.》ed. WOELFFLIN, p.8.

（17）　ウルバヌス二世の《eremus》の用例としては、聖アルーノ宛て JL. 5443 (a⁰ 1091, Benevento), PFLUGK-HARTTUNG, *Acta,* II, n⁰ 182,p.148. 及び、ジャルトルーズの隠修士宛て JL. 5444 (*idem*), *ibid*., n⁰ 183, p. 149.を参照。

（18）　例えば四五一年カルケドン公会議カノン4《彼等は彼等自身をそこでひとたび神に捧げたその場所に永住すべく…》(Eos vero,...in locis in quibus semel Deo se devoverunt, permanentes. MANSI, *Concilia,* VII, 385) カノン4の確認が行われた公会議として、Orléans (a⁰ 511)c. 17, 21, MANSI, VIII, 345; Orléans (a⁰ 538),c.18, MANSI, IX,17; Arles (a⁰ 544),c.2,3, MANSI, IX, 702. 又、グラチアヌス、*Decretum*, II, 16, 1. 12 (ed. FRIEDBERG, I, 764). その他の公会議決定として、Agde (a⁰ 506), c. 27; MANSI, VIII, 329. Toledo (a⁰ 646) c. 5, MANSI, X, 769; Hertford (a⁰ 673), c. 4, HADDEN & STUBBS, III, 120 etc.

（19）　T.P. Mc LAUGHLIN, *Le trés ancien droit monastique de l'Occident,* Ligugé–Paris, 1935 pp. 66–72; C. BUTLER, *Le monachisme bénédictin*, Paris, 1924, pp. 130–140.

（20）　前掲註（18）、グラチアヌスに収録されているし、一〇七二年ルーアン公会議でも確認されたことをオルデリックが伝えている。*Hist. Eccl*., IV, 9, ed. LE Prevost, III, p.240. 又、大学の発生と共に十二世紀を通じて修道士の聴講が禁止されるのも、この定住義務と無関係ではない。以下の公会議決定を参照。Reims (a⁰ 1131), c.6, MANSI, XXI, 459; Latran-II (a⁰ 1139), c.9, MANSI, XXI, 528; Tours (a⁰ 1163), c.8, MANSI, XXI, 1179.

（21）　特にP.R. OLIGER, *Les évêques réguliers, Recherche sur leur condition juridique depuis les origines du monachisme jusqu'à la fin du Moyen Age,* Paris, Louvain, s.d. (c.1958) を参照。

(22) 《Si quis monachus pro lucro animae vel animarum a suo monasterio exire et in aliud proposuerit intrare consentientibus episcopo, abbate et fratribus, consentimus et concordamus...》 MANSI, 17A–18A. col.146.

(23) 《Et quia...jam pene concta monasteria a suo proposito praevaricantur, concedimus ut si quis monachus ex quolibet monasterio ad vestram converstionem solo dumtaxat meliorandae vitae studio transmigare voluerit, cui videlicet suus abbas regularem sumptum ad depellendam proprietatem habendi ministrare neglexerit, suscipere vobis liceat,...》 JL. 3584, *P.L.*, 132, col. 1057. その確認、JL. 4065 (a⁰ 1024) ; JL. 4513 (a⁰ 1063) ; JL. 5372 (a⁰ 1088) ; JL. 5676 (a⁰ 1097)。又デオール、フルーリイに対する同様な特権については、Cf. J. WOLLASCH, Königtum, Adel und Klöster im Berry wahrend des 10 Jhr., *Neue Forschungen über Cluny und die Cluniacenser*, 1959, pp.88–116.

(24) *Decretum Gratiani*, II, 18, 2, 10. (FRIEDBERG, I, col. 832).

III

如上の両 Exordium の相異は、各々の成立事情の違いに由来すると考えられるのではなかろうか。以下両史料の成立年代、成立動機をうかがう手がかりを検討し、筆者なりの解釈をまとめたい。

1 両 Exordium は成立年を明記していない。従って本文が語っている最後の事件が成就した年を成立の上限とするという一般法則に従いつつ、VAN DAMME がEPに与えた年代は、上限を一一一二年、聖ベルナール加入の年に、そして当然記載さるべき一一一九年十二月のカリクストゥス二世の文書への言及を欠くが故に下限をこの年におく。[1] 彼は第18章を考察の対象から外している。EPの32の手写本の内12は第18章を欠いており、それ故に彼はこの章が成立当初にはなかったと判断したからである。しかしこの章を有する写本は20を数えるのであり、しかも写本成立年が最も古い4写本はいづれも第18章を持っているから、[2] これが本来なかったとする見解は説得的ではない。むしろこの章は前章と内容的に密接な継続性を有していると、さえ言い得る。ここでは1プラス12という象徴的な数が強調され、第15章末尾の新規修道院開設の際の要員規定（修道院長プラス12名の修道士）と同様、EP全篇を流れる「聖ベネデ

イクトゥスに倣う」という主題が、娘修道院建設という次元で最終的に提示されていると認められるからである。[3] 事実これが当時の思考連鎖に忠実な読み方であることはEM第一巻29章が示すところである。コンラートはここでEP第18章を写し、コメントを加えて言う。「聖ベネディクトゥスの生涯と戒律とに…競い合おうと熱望してやまなかった彼等は、この喜ばしい盛況についても、彼の模倣者であり、かの人が父（たる修道院長）達を定めつつ12の修道院を建設した如く…この人々も修道生活の革新に当って12の修道院を建てたのであり、恰もキリストの12使徒の如く聖霊の恩寵に酔いつつ、普き世界に救済の盃を差出したのであった。」[4] かくして第18章を排除しないとするとシトーとその12の娘修道院が存在し始めた一一二〇年三月を遡り得る成立年代の上限とみなしてよいように思われる。[5]

2　しかしこの場合、下限を13番目の娘修道院が創立された同年十月に求めねばならないとは思えない。この数が修道院数の増加に伴って変化しうる数ではないからである。ECは「天来の訪れ」から十二年目に20の娘修道院が存在したと敢えて書くことによって、聖ベネディクトゥスの故事に倣ったと続ける際に矛盾を生じ、歯切れの悪い叙述を残さざるを得なかった。ECは更に20人の修道院長によってカルタ・カリターティスが承認され且つ教皇に認可されたと語っている。LEFEVRE はこれを誤記と断じ、12と読むよう提案した。[6] しかし一一一九年末教皇認可の時点では娘修道院数は11であり、事前に修道院長全員の承認を受けたとすれば、その機会は修道会総会の場以外には考えられず、これが例年九月に開かれる慣習であった[7]ことを想起するならば、この時点での総数は9でしかない。従って20を12と「訂正」する必然性はない。ECの記述は一応このまま受とるとして、20の娘修道院が存在し始めたのは、一一二三年一月末であり、この数を超えるのは翌年三月である。[8]

3　EPにおいて、修道院名は極めて規則的な現われ方をみせている。即ち収録された文書類が Novum Monasterium をとるのに対し、序を含む叙述部分と各章の標題とは常に Cistercium を用いている。この事情は、CCプリオールにおいても同様で、シトーの名は、序と各章標題にしか見られない。この二つの名称について論じた MARILIER に

よれば、Novum Monasterium とはモレームに較べて「新しい」修道院の意であり、シトーが単独の修道院であり、その母胎モレームを意識していた期間の名称である。しかし四首位娘修道院の揃った一一一五年以後は最早モレームとの対比の意義が薄れ、以後独立のしかも成長しつつある修道会の頭として地名シトーを修道院名として採るに至るのであって、名称変化の完成期が一一一九年であるとする。[9] 名称の最終的転換が一一一九年に起ったことはほぼ疑い得ない。[10] としても、彼の所謂名称移行期一一一五―一九年の間の文書に於ける用例を検討してみるならば、この名称混在現象は、むしろ地名をもとにして外部から呼ばれる通称と、正式名として修道院が自称する名称との混在と考えられる。[11] 事実カリクストゥス文書を含めて以後規則的に現われる正式名 Ecclesia, Coenobium, Monasterium (Sanctae Mariae) Cisterciensis の表現に限ればこの文書以前の用例は僅かに二例しかない。[12] Novum Monasterium は一一一九年の教皇文書を転期として自称を変えたとみる方が、より適切ではなかろうか。とすれば「当修道院の創立者たる我々シトー修道士は」という自称で始まるEPと、CCプリオールは一一一九年以前には位置させ難いと言わねばなるまい。

4　次に検討さるべきは、EPが、カリクストゥス二世の認可を受ける為に提出されたCCプリマ（想定上のCC原テクスト）の導入部として、シトーを紹介する役割を担い、同時に確認を受ける文書の集成であったとする一般的了解の当否である。[13] 現在伝わっているEPとCCプリオールの写本構成はこの了解を支持するが、CCプリオールはCCプリマそのものではありえない。[14] CCプリマを確認した教皇文書の発給者カリクストゥス二世は、クリュニーに滞在中死去したゲラシウス二世を継いで、一一一九年二月同地で選出された。しかし前代以来の対立教皇の存在の故にローマに入ることを得ず、支持を要請してフランス各地を歴訪していたが、本文書はその間の十二月二十三日、北仏からサンス・オーセール・オータン経由でクリュニーに向う途中、ソーリウで発行されている。[15] 発給の要請は、近郊にポンティニイ修道院があるオーセールか、或は上記の旅程中最もシトーに近くなるソーリウでなされたのであろうが、

いづれにせよ発給申請を動機づけたのは、教皇が至近距離に居るという事実と、この教皇がシトーを熟知し、且つボンヌヴォー創立に当ってCCを知っており、しかも自らそれを承認した前ヴィエンヌ大司教ギーその人であったという事情とであったに違いない。[16] シトーはこの教皇に対して「修道院とその生活内容とが如何に教会法に適って」（EP序）いるかを説明し紹介する必要はなかった。つぎにこの文書で教皇が確認した対象は、「かのカピトゥラ」即ち修道会総会決定事項、およびCCに比定される「コンスティトゥティオ」の外、「具体的には、如何なる修道院長も規則に適った推薦状なしに汝等の修道士を受容れざるべし」という一項及び助修士についての同様事項の繰返しとである。[17] 後者は、一一〇〇年のパスカリス特権状（EP第14章3Bの部分）のユーグ裁定書確認条項の再確認である。実際EP所収の諸文書のうち、教皇が確認するに足ると思われ、且つ確認され得る対象があるとすれば、パスカリス特権状が唯一それである。シトーに宛てられたオリジナル文書としてシトー修道院が有していたのはこれのみであったからである。他のコピーは全て法的に真正である条件を欠いており、それ故に説明用と考えるにしても法的立証能力を有さない。エチエンヌ修道院長がカリクストゥス二世の許に携えていったものとして確実なものは、CC及びカピトゥラとパスカリス特権状のオリジナルである。真正のコピーであることを添書された諸文書の第一次コピーが持参された可能性はないとは言えない。しかし単なるコピーをちりばめたEPではおそらく決してなかったのである。

5　以上吟味してきた諸要素を充たし得ると思われる解釈は、カリクストゥス二世の確認後、その時点で存在した全文書を用いて、現存する写本形態での編集が着手され、シトー修道院慣習律及び修道会総会決定事項集成とセットになって、一一二三年と一一二四年の間に二十人の修道院長の承認を受けたのだとする解釈である。創立からとき起し創立以来の関係文書を並べ、最後にシトー修道院の盛況と娘修道院群の出現を語るEP、続いてそれら修道院相互の関係を律する立法の成立を語るCCプリオールの序、次いで章別に整理されたCCプリオール本文、最後にこれを確認した教皇文書を加えるという構成自体、まさにその冒頭にたつEP序文が告げる如く「修道院とその〔修道〕生

活内容とが如何に教会法に適って、如何なる権威（＝文書）に依拠して」創まったかを雄弁に物語るものであると言わねばならない。このようにみてくるならばEPは「シトーの修道院自体を語る物語」[18]ではない。これはシトーの、中世的意味におけるオルドー、即ちシトー修道生活慣習の成立物語でもある。そしてオルドーの近代的な意味におけるシトー修道会の成立史でもあるとつけ加えられるであろう。

そしてこの時期にはまさに、シトーがそのシトー的修道慣行とその起源とをカノニックに正当づける必要性が存在していた。既にふれたシトー・クリュニー論争の開始はこの時期にあたる。一一二〇年代はその前後のシトー会の急激な発展に較べて修道院数ののびが軽い停滞をみせている[19]。これはクリュニーを含む従来のオルドーを守る諸修道院のシトーに対する非難の衝撃を物語るものではなかろうか。これに対して、モレームからの出発が定住義務違反の汚名に相当しないこと、シトー、シトー創立者達はモレームに戻ったロベールに対する服従誓約違反者ではなかったこと、そして何よりもシトーの修道生活の「奇矯な新しさ」[20]を聖ベネディクトゥスの戒律という典拠＝権威をもって擁護すること、これらがシトー修道院とそのオルドーを正当化すべくEPが担った役割であった。そしてそのことは必然的にシトーが棄てたもの、就中ロベールとモレーム修道院に対する敵対を意味したのである。

6　ECは前項に述べたシトー慣習律大全とも言うべきものの冒頭部のレジュメである。その成立は一一二三―二四年以後であり、確実な下限はそれがプレモントレの立法に転写された一一三〇年である[21]。このレジュメの成立動機が、伝統的に言われている如く修練士教育用のテクスト作成であった可能性はたかい。叙述の教訓的トーンからもこのことは首肯されよう。同時に、シトーのオルドーを採る可能性を有し、しかも尚それを熟知していない集団に宛てられているという意味で、修練士のみならず、シトーのオルドーへと転向する可能性のある既存の諸修道団体（所謂改革修道院・修道参事会・隠修士グループ等）に向けた教宣文書でもあり得た。プレモントレ及びアルエーズの両修道参事会への影響は既に論じられているが[22]、ここではECの教宣文書としての役割を示していると思われるファウン

ティンズ修道院併合のケースを紹介しておきたい。この修道院は、ヨークシャーの聖メアリズ修道院の副院長に率られた一群の修道士がその修道院長と生活慣習をめぐって対立し、ヨーク大司教の後押しを得て聖メアリズを出で、一一三三年クリスマスに創立された。ファウンティンズの創立者達が希求していたのはシトー流の修道慣習であり、彼等はその旨を聖ベルナールに書き送った[23]。聖ベルナールはクレルヴォーの修道士ジョフロワを急拠派遣したが、その際とりあえず認めた短い返信の末尾に言う。「昼の〔短かさという〕意地の悪さと、急いでいる使者にせきたてられているのを嘆き乍ら、私はあふれる愛情をかよわいペンに託し、また広大なる愛（カリタス）を短い小文書（カルトゥラ）によって伝えざるを得ません。もしなにか欠けているものがあれば、ガウフリドゥス兄弟が口頭で補ってくれるはずです。[24]」聖ベルナールはまさにECとそれに続くCCのレジュメをジョフロワに託してファウンティンズに送ったと解される。ファウンティンズの正式加盟は一一三五年十月に行なわれた。

ファウンティンズの例は、慣習の採用が即修道会組織への加盟を意味するわけではないことをも示している。事実シトー会の諸立法を採用しつつ、シトー会外に留まったフォンドゥース修道院、シャレー修道院群の例もある[25]。この視点からECの手写本の出目をみれば、クレルヴォー修道院とクレルヴォー系修道院で合計10を占める外、シトー会に所属したことのない修道院に由来する写本が6本ある[26]。これはEPの写本出自の分布にはみられない顕著な特徴である。EC写本が由来したクレルヴォー系修道院の内ファウンティンズとモルトメールとは併合例[27]であり、娘修道院数の増加が既存修道院の併合に負う度合が最も多い母修道院はクレルヴォーであったことを考えあわせるならば、ECはクレルヴォーで作成されて伝播された可能性も充分ある[28]。ECのあたりさわりのない教訓的叙述は、シトー会の外に向けられた教宣用文書としての性格にもよるのではなかろうか。更に、クレルヴォー修道院とモレーム修道院との人的交流、寄進者家系の重層[29]を考えれば、ロベール及びモレームに好意的なECを産み出した親モレーム的ミリュウの出発点と中心点とをクレルヴォー修道院に求めることも不可能ではあるまいと思われる。

(1) BOUTON & VAN DAMME, *Op. cit.*, Introduction, pp. 9–14, 18–19.

(2) *ibid.*, pp. 23–37. 全手写本のリストと解説。

(3) 前掲拙訳一九七頁末尾「十二名の修道士を、父たる修道院長を加えて」と訂正。同二〇一頁註（1）、シトーの娘修道院リストから La Cour Dieu（1119）が落ちている。従ってシトーを加えて十三修道院、Bellevaux を十三番目、Tiglieto を十四番目と訂正せねばならない。

(4)《Jucundo namque satis spectaculo et in hoc beatissimi patris Benedicti imitatores extitere, qui, vitam et instituta ipsius, ... aemulari cupiebant, ut sicut ille statutis patribus duodecim monasteria construxit, ... sic et isti in renovatine ordinis secundum eandem regulam duodecim coenobia statuerent, quae in similitudinem duodecim apostolorum Christi Spiritus Sancti gratia debriata salutis poculum universo mundo propinarent.》ed. GRIESSER, p. 86. 勿論出典は戒律にはなく、グレゴリウス大教皇の Dialogus, II, 3–5 にみえる聖ベネディクトゥスのスビアコでの体験である。*P. L.*, 66, col. 140. Cf. C. BUTLER, *Le monachisme bénédictin*, p. 246.

(5) 起算年は一一一二年がとられるべきである。重視されているのは「天来の訪門」であり、その結果ラフェルテが創立された（一一一三年）事ではない。

(6) LEFEVRE によるEBCの仏語訳。L.-J. LEKAI, *Les moines blancs*, (traduction française), Paris, 1957, p. 312, n. 2.

(7) J.-B. MAHN, *L'ordre cistercien et son gouvernement*, 2e éd., Paris, 1951, p. 174.

(8) 修道院数、創立年代については以下全てL. JANAUSCHEK, *Originum Cisterciensium tomus I*, Reimp., 1964. に拠る。

(9) MARILIER, *Chartes*, pp. 24–26.

(10) 一一一九年以後の Novum Monasterium の用例は二例のみで、それぞれモリモン、プルイイの創立覚書であり、それ故一一一五年、一一一八年の創立の際の文書が転写されている可能性が強い。MARILIER, *Chartes*, n° 45, p. 67 (a° 1126) ; n° 63, p. 78 (après a° 1137)。

(11) MARILIER, *Chartes*, n° 62bis, p. 204,《. . . ad Novum Monasterium quod usitato vocabulo Cistercium nuncupatur,》及び n° 43, p. 66,《Novum Monasterium, id est Cistercium》と《. . . domnum Stephanum Novi Monasterii abbatem. . .》の混在が根拠である。

(12) 一一一九年カリクストゥス文書以前の用例。地名（Cistercium, apud Cistercium, S.Mariae de Cistercio, de Cistercio）n°s 23, 39-IX, 42, 58, 67. 修道院名（Ecclesia Cisterciensis, Coenobium Cisterciensis）n°s 38, 66. 形容詞（Cisterciensibus monachis）n°s 39-IX, 56, 58, 61–62, 66. 一方 Novum Monastenum という名についての MARILIER の説明も、例えば Affligem 修道院が初期に同じ名称を採ったことを考えれば再考の余地があると思われる。Cf. H. GRUNDMANN, Adelbekehrungen in Hochmittelalter, Conversi und Nutriti, *Kloster, Adel und Kirche*,

1968, Freiburg, p. 337, Anm. 36.

(13) 例えば、BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, pp. 5–6.

(14) 本稿Ⅲ—3

(15) 一一一九—二〇年の教皇文書の発行日と発行地を見よ。JAFFE, *Regesta Pontificum Romanorum*, I, pp. 781–795.

(16) 一一三二年イノケンティウス二世、一一五二年エウゲニウス三世、一一六五年アレクサンデル三世の特権状のいずれも、フランス内で発行され且つこれらの教皇とシトーの関係は密接であった。JL. 7537, 7544, 9600, 18465. ヴィエンヌ大司教ギーのCC承認については MARILIER, n° 65, p. 79. 又本稿Ⅰ註（10）を参照。

(17) JL. 6795, Edd. BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, pp. 104–105 ; MARILIER, *Chartes*, n° 69, pp. 81–82, LEFEVRE, La bulle *Apostolicae sedis* pour Cîteaux avait-elle une souscription longue ? *Rev. Bénédictine*, 74 (1964), pp. 142–143. 本文《Nos ergo. . ., capitula illa et constitutionem auctoritate apostolica confirmamus,. . . illud nominatim omnimodis prohibentes ne abbatum aliquis monachos vestros sine regulari commendatione suscipiat.》CCは例えばエウゲニウス三世の確認文書の中で《ipse decretum》《in charta vestra quae appellatur charitatis》(JL. 9600, MANSI, *Concilia*, XXI, pp. 669–70）と呼ばれ且つ逐条的に内容が繰返されているのに比して、本文書の《constitutio》という呼称にCCを比定することには時として不審の念が表明されているが、decretum 及び charta charitatis の名はCCプリオール（及びポステリオール）の序と Incipit にしか現われていない。BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, p. 89. 《ipse decretum》《Hoc decretum cartam caritatis vocari censebant》.

(18) BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, p. 55.

(19) 一一一八年迄に7。以下増加数をあげれば、1119 : 5, 1120 : 3, 1121 : 3, 1122 : 0, 1123 : 2, 1124 : 5, 1125 : 0, 1126 : 1, 1127 : 1, 1128 : 3, 一一二九年以後一一四六年迄年平均11の増加。一一四七年にはサヴィニイ修道院群の加盟のため51増加している。

(20) 《novitas singularitatis》, ORDERICUS, *op. cit.*, p. 445. 新しさとは sine auctoritate と同義である。

(21) J.-B. MAHN, *op. cit.*, p. 62–63, note.

(22) 前掲註及び *Constitutiones canonicorum ordinis Arroasiensis*, ed. L. MILIS, Turnhout, 1970, pp. XVIII sqq. ; *Fundatio monasterii Arroasiensi*, 7, *MGSS.*, XV, 1121.

(23) 以上 D. KNOWLES, *The Monastic Order in England*, Cambridge, 1963, pp. 231–237.

(24) Ep. 96, *P. L.*, 182, col, 229. 《Dolens doleo quod urgente diei malitia, et nuntio festinante, plenum affectum exili cogor designare stilo, et brevi chartula latam comprehendere charitatem. Si quid deest, frater Gaufridus viva voce supplebit.》

(25) フォンドゥース、《fratres...qui...ab incarnatione D.MCXVII,...,et secundum regulam B.Benedicti et instituta Cisterciensis Coenobii vivere deliberantes...》*De origines monasterii Fontis-Dulcis*, *H. F.*, XIV, 524. シャレー修道院群、B.BLIGNY, *L'Eglise et les religieux dans le royaume de Bourgogne aux XIe et XIIe siècles*, Grenoble, 1960, pp. 395–440.

(26) 手写本数27、シトー系2、モリモン系4、出自不明5、クレルヴォー系11(Clairvaux : 5, Himmerod : 2, Vauclaire, Fountains, Mortemer)、Cf. BOUTON & VAN DAMME, *op. cit.*, pp. 23–37.

(27) モルトメールの併合については *Historia coenobii Mortui Maris*, *H. F.*, XIV, pp. 509–510 を見よ。

(28) J.LECLERCQは前掲論文でECの聖ベルナール作者説を文体の面で検討している。結論は微妙であり、完全な否定もしていないが、聖ベルナールの文住と発想法に心酔した、しかも法的センスを持った作者が想定されているようである。

(29) やしあたり、J.LAURENT, Seigneurs de Monbard et seigneurs de Ricey, *Mélanges Saint Bernard*, Dijon, 1953, pp. 9–18 ; R.FOSSIER, La fondation de Clairvaux, et la famille de Saint Bernard, *loc. cit.*, pp. 19–27 ; J.DE LA CROIX BOUTON, L'établissement des moniales cisterciennes, *Mémoires de la société pour l'hist. du droit...bourguignon*, fasc. 15, 1953, pp. 83–113. を参照。

補註　シトー修道院創立史(Exordium Cistercii)の邦訳

I　シトー修道士等のモレームからの出発について。

ラングルの司教区に、名声高く信仰において卓越したモレームという名の修道院があることは人も知るとおりである。この修道院はその創立以来短期間の内に、神の仁慈により、神の恩寵の賜物によって名を揚げ、秀れた人物達をもって高貴となり、徳において顕著であるに劣らず、所領においても豊かになった。しかし乍ら所有物と徳との結びつきは永続しないのが常であるから、その聖なる共同体のうち、非常に賢明でより深い知性を備えた何人かの人々は、地上の雑事に捲き込まれるよりも天上的な学問に専心する方を選んだ。かくしてまもなく徳を愛する者達は実り多き清貧について考え始めた。同時に彼等は、当修道院では生活が聖らかに又真摯に行われているとはいえ、彼等が誓願をたてた戒律自体は、彼等の願望と意図ほどには実践されていないことに気付いた。彼等は各自を動揺させたことを互いに語りあい、かの章句「我が唇の述べし誓いを汝に果さん」(詩篇六六

番・14）を如何にして成就すべきかを論じあった。如何にこれ以上でありえようか？二十一人の修道士は、同修道院の父即ち故ロベルトゥスと一緒に出発し、彼等がひとつの心に懐いたことを相互の助言と相互の同意とによって達成しようと力を尽した。それ故多くの労苦とはなはだしい困難――これらはキリストに於いて生きようとする者全てが必ず負うものであるが――の後に、彼等はついに望みを達してシトーに立ち至った。即ちそこは、当時恐ろしい広漠たる避地であった。（申命記三二章・10）

II　シトー修道院の創立について。

かくして主の御托身から一千九拾八年目に、リヨン教会の大司教にして当時の使徒の座の使節フーゴー猊下、信仰篤き人シャロン司教ガルテリウス、更には英明なるブルゴーニュ侯オド公の助言に支持され且つ権威（＝文書）に強められ、見出した荒野を修道院に〔すべく〕、前述のロベルトゥス修道院長が彼の管区司教即ちシャロン〔司教〕から、修道士の管理〔権〕と司牧の杖を受け、彼の下にある他の者達がこの修道院で定住を確認した上で、建設を始めたのであった。しかしその後まもなく同修道院長のロベルトゥスは、モレームの修道士達が彼を要求したので、ウルバヌス二世教皇の命令によって、シャロン司教ガルテリウスの許可と同意を得て、モレームへと戻されるに至った。そこで信仰篤き聖なる人、アルベリクスが彼の地位を襲った。〔この時〕両修道院双方はいづれも、双方の修道士を、規則に適った推薦状なしに、住む為に受容れてはならないという点が確約され、教皇の権威（＝文書）によって確認された。かくして新しい修道院は新しい父の配慮と勢意によって、短期間の内に、少なからざる神の御加護を得て聖なる修道生活の面で前進し、名声を揚げ、必要な財産は増加した。しかし神の人アルベリクスは、この地で九年間を通じて虚しからず追求し続けた天上への召命という報償を十年目にかちえた。彼をイングランド出身の、信仰と清貧と戒律の規律の最も熱心な愛好者にして最も誠実な競い手、ステファヌス様が継がれた。この頃には〔聖書に〕書かれている「主の眼は義しき者達の上に、その耳は彼等の方へ」（詩篇三四番・15）が真実であることが明らかとなった。というのはこの微々たる群は、それが微々たるものであるということだけを嘆き悲しんでいたのであって、これらキリストの貧者達はその清貧の相続人を遺すことが出来ないというまさにそのことだけをおそれて、殆んど絶望せんばかりであったのだ。近隣の人々は

彼等の聖なる生活を尊びつつもしかしその峻厳さにおそれをなし、その為敬神の念をもって近づいて来る人々も彼等を倣ぶには至らず、しりごみしてしまうという事情であった。小を大に、少数を多数にすることを易々となし給う神は、多くの人々の、彼等に倣びたいという希望はもとより心を励まし給うたので、かくして修練者の試練の舎に、俗界にあっては貴族であり且つ権勢のあった聖職者や俗人達が、三十人ひとしく共に住むということになった。この突然のしかも喜ばしい天来の訪れ以来、一人も産まなかった石女は、至当にも遂に歓びを味わい始め、今や多くの荒野の子等が生まれたのである（イザヤ五四章・1、ガラテア書四章・27）。しかも神は彼女の為に日に日に子孫を殖やし、歓びを大きくし続け給い（イザヤ九章・3）、遂にはこの幸福な母は約十二年の内に、彼女自身の息子達とその息子達の子供達とが、諸修道院の父達だけでも二十人が、オリーヴの若木のようにその食卓を囲む（詩篇一二八番・3）のをみるに至ったのである。これはその掟が採られている聖師父ベネディクトゥスの手本に倣えば、何等不適当ではないと判断されたからである。一方、若木が新しい枝々へと枝分れし始めた（詩篇一四四番・12）当初から、ステファヌス院長様は、常にめざめた周到さをもって、驚くべき配慮にみちた文書を用意された。それは丁度（葡萄樹の）剪定鋏のように、時として伸びすぎて相互の平和の果実のみのりを妨げる可能性もある（親木から）離れるひこばえを、予め切ってしまう為のものである。この文書が愛の憲章と呼ばれることを（同院長が）望まれたのは、その全文がただ愛から出たことのみの香気を放ち、その文の運びの何処にも、あなた方の誰もが相互に愛しあうべきことの外には何事も負うべきではない（ロマ書一三章・8）ということ以外のなにものも見出されないのであるからいかにも適切なことである。同院長によって編まれ、前記の二十人の修道院長達によって確認され、更に教皇の印爾の権威（＝文書）によって強化されたとおりのこの憲章（カルタ）は我々が語ったことを、もっとひろく記載しているが、我々はその主要な点のみをここに短く要約しよう。（以下ＳＣＣ及びＣＡＰは省略）。

Les commencement de Cîteaux et les sources.

——Quelques problèmes sur les origines de Cîteaux.- II——

KISHI Chizuko

Comme suite aux traductions japonaises de l'*Exordium Parvum*, publié ici (N° 101, 1973, pp. 175-201), et de l'*Exordium Cistercii* (à la fin de cet article), nous avons essayé les dater, et en expliquer les motifs de redaction. retournat

Bien que l'*E. C.* est un résumé de l'*E.* P., la différence de leurs attitudes, envers l'abbaye de Molesme et son fondateur Saint Robert, entre l'*E. C.* favorable et l'*E. P.* hostile, nous semble essentielle. C'est parce que ces deux sortes d'estimation allaient d'ailleurs subsister chez les chroniqueurs durant tous le XIIe siècle. Après avoir constaté que l'hostilité chez l'*E. P.* vis-à-vis de Saint Robert et les Molesmois, ceux que l'ont Cîteaux abdiqués, nous sommes persuadés que les premiers cisterciens avaient besoin de se défendre contre les diffamations apportées sur leur départ de Molesme (instabilité), sur leur désobéissance envers l'abbé Robert qui retournat à Molesme après la fondation de Cîteaux, et sur leur observance monastique "singulierēment nouvelle".

Or, acceptons-nous, sans aucun artifice, les textes et les indications chronologiques de deux *Exordii* : l'existance de douze abbayes-filles autour de l'abbaye-mère Cîteaux, chiffre sambolique et immuable de l'imitation de la vie de Saint Benoît à Subiaco, nous permet dater après mars 1120 l'*E. P.* qui le témoigne : l'existance de vingt abbés autour de l'abbé de Cîteaux selon l'*E. C.*, tombe entre les années 1123 et 1124. L'*E. P.* pourrait donc, croyons-nous, se situer entre 1120-1123/24, etant donné que "la querelle des observances entre les Clunisiens et les Cisterciens" sirgît à ce temps-là. Pour se justifier mieux contre les attaques des moines noirs, les cisterciens étaient obligés à accroître leur hostilité vis-à-vis des Molesmois dont l'observance était commune avec celle de Cluny.

Quant à l'*E. C.*,(y compris *Summa Cartae Caritatis* et *Capitula*)dont la date *ad quem* de sa rédaction soit 1130 où il est transcris

partiellement dans les coutumes de l'Ordre de Prémontré, son texte, soustrait à ces soucis là, a été conçû comme le texte pédagogique pour les novices cisterciens, en même temps pour les établissements religieux qui aspiraient à avoir la manuel de la nouvelle observance cistercienne, dont certains allaient s'incorporer à cet Ordre. Le caractère sympathique de l'*E. C.* pour les Molesmois, pourrait êfre dériver des communications mutuelles et constantes entre les abbaye de Clairvaux et de Molesme, et de sentiments des seigneurs bienfaiteurs souvent identiques à ces deux abbayes.